



島根県報

令和6年10月31日（木）

号外 第 106 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- 測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正（土木総務課） 2
- 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正（ ” ） 2

告 示**島根県告示第648号**

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条中「以下「政令」を「第2条において「政令」に改め、「及び政令」を「及び」に改める。

第3条第4号中「に当たり虚偽の申請を行ったことがないこと」を「を行う時点において、当該申請に当たり重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしていないこと」に改める。

第6条第2項中「12月1日」を「11月1日」に改める。

第7条第2項第4号中「（様式第2号）」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び前項」、「書類のうち、」及び「及び委任状」を削る。

第10条第1項第4号を削り、同条第2項中「（同項第4号の事項に変更があった場合にあっては、当該変更に係る委任状その他知事が必要と認める書類）」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除**附 則**

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

島根県告示第649号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第7号中「に当たり虚偽の申請を行ったことがないこと」を「を行う時点において、当該申請に当たり重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしていないこと」に改める。

第4条第2項第9号中「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況、」を削り、「受賞状況」の次に「又は殿堂入り状況」を加え、同項第10号を次のように改める。

(10) しまね女性の活躍応援企業の登録状況

第5条第2項中「12月1日」を「11月1日」に改める。

第6条第2項第3号中「（様式第2号）」を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同項第14号中「（様式第5号）」を削り、同号を同項第13号とし、同項第15号中「（様式第6号）」を削り、同号を同項第14号とし、同項第16号中「（様式第7号）」を削り、同号を同項第15号とし、同項中第17号を第16号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項中「及び前3項」、「書類のうち、」及び「及び委任状」を削る。

第9条第1項第3号を削り、同条第2項中「（同項第3号の事項に変更があった場合にあっては、当該変更に係る委任状その他知事が必要と認める書類）」を削る。

「 11

様式第1号中

県内営業所の有無	
----------	--

*有・1、無・2 を

」

」

を

「18

障害者の法定雇用義務	
	*有(法定義務達成)・・・1、 有(法定義務未達成)・・・2、対象外・・・3
ゆめいくカンパニーの認定の有無	
	*有・・・1、無・・・2

20

こっころカンパニーの認定	
	*認定済・・・1、未認定・・・2
プレミアムこっころカンパニー知事表彰又は殿堂入り	
	*登録済・・・1、登録無・・・2

22

子ども・女性みまもり運動事業所	
	*登録済・・・1、登録無・・・2

24

除雪業務契約実績の有無	
年度	*有・・・1、無・・・2
年度	*土木一式、アスファルト舗装を申請する場合のみ
年度	

19

法定雇用義務数		人
障害者雇用数		人

21

しまね女性の活躍応援企業の登録	
	*登録済・・・1、登録無・・・2

23

建設業労働災害防止協会加入の有無	
	*有・・・1、無・・・2

25

ハートフルしまね	
	*登録済・・・1、登録無・・・2

登録年月日： 年 月 日

」

に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

様式第5号から様式第7号まで 削除

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。